

令和7年度

大田区知的障害者（児）移動支援従業者養成研修（通学）

募 集 案 内

大田区では、知的障害者（児）に対する移動支援事業に従事する意思のある方を対象に、知的障害者（児）従業者養成研修を実施します。

本研修では、障害についての基礎知識や知的障害者の特性、移動支援の基礎知識・技術等を習得いただけます。

本研修を修了すると、東京都知事の定める知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了者として、修了証明書が発行されます。修了者は、知的障害者（児）の移動支援サービスに従事することが出来ます。

下記内容にご留意いただき、お申込みください。

（ 定 員 ） 15名

（実施課程及び形式） 知的障害者移動支援従業者養成研修課程（通学形式）

記

1 目的

外出が困難な障害者（児）の方が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加等に必要な外出時の支援を行う福祉人材の養成を行います。

2 研修日程（全3日間）

	日 時
1日目	令和7年10月19日（日） 午前8時45分から午後6時30分まで
2日目	令和7年10月25日（土） 午前8時55分から午後4時40分まで
3日目	令和7年10月26日（日） 午前8時55分から午後4時15分まで

※受付は開始時間の10分前から行います。

※欠席および早退、10分以上の遅刻があった場合は研修修了となりませんのでご注意ください。

3 研修場所

大田区立障がい者総合サポートセンター（大田区中央4-30-11）

※案内図をご覧ください。

※駐車場の用意がございませんので公共交通機関をご利用ください。

4 研修内容

別紙1「知的障害者(児)移動支援従業者養成研修プログラム」をご覧ください。

5 対象

移動支援従業者として区内に所在する事業所で従事する事（ヘルパー登録）を希望する方（学生も可）、従事することが確定している方または既に従事している方。

15名

6 受講申込

案内チラシまたは大田区ホームページをご確認の上、Webの申込フォームよりお申し込みください。

（1）本人確認

申込者本人であることの確認の為、研修初日に本人確認を行います。以下のいずれかを提示、または写しを提出してください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証等
- ③ その他、顔写真が付いた公的機関発行の証明書等

（2）科目免除希望の方

科目免除希望の方は、担当までお問い合わせください。別途で書類の提出が必要となります。

7 申込期間

令和7年7月28日（月）～令和7年9月12日（金）必着とします。

（申込期間を過ぎてからの申込は担当までご相談ください。）

8 受講者の決定

申込フォームの記載事項により受講可否を決定し、郵送で受講の可否の連絡をいたします。発送予定日をしばらく過ぎても受講可否決定通知がお手元に届かない場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。

※発送予定日 令和7年9月19日（金）

※申込フォームの記入漏れや事実誤認記載等があった場合には、受付をできない場合があります。内容をよく確認の上、お申し込みください。

9 修了証明書の交付

修了の認定は、学則第 14 条に定める修了評価に準ずるものとします。

修了が認定された方には、大田区長名の修了証明書を交付します。

※一部欠席や、遅刻などで全日程を履修されなかった場合も修了証明書を交付できませんのでご注意ください。

10 参加費

参加費は無料です。ただし、研修に係るテキスト代 2,000 円（税込み）、旅費、通信費等、その他発生する諸費用については、研修受講者の負担となります。

11 テキスト

受講決定者に研修テキストと購入方法をお知らせいたします。

12 その他

- (1) 補講については、実施も受入れも行いません。
- (2) 昼食は各自でご用意ください。
- (3) ゴミは各自お持ち帰りくださいますようお願いいたします。
- (4) 本研修に関するお問い合わせは、下記担当までご連絡ください。

受講申込先

〒143-0024 東京都大田区中央 4-30-11

大田区立障がい者総合サポートセンター支援調整担当（相談）

電 話 03-5728-9134

F A X 03-5728-9136

E-Mail supportpia@city.ota.tokyo.jp

担 当 高庭・酒井・鈴木

※問合せの際の件名は『知的障害者移動支援従業者養成研修』でお願いします。

【参考】

研修実施主体：大田区（東京都の研修事業指定を受けた指定研修事業者）